

4 民商：納税指導課に申し入れ

差押さえによる滞納処分をやめ、制裁ありきの是正を

50周年！地域に根ざした民商を
札幌中部民商

札幌4民商は18日、札幌市納税指導課と交渉し「差押さえによる滞納処分をやめよ」「納税者の実情に沿った行政を」と申し入れました。交渉には、4民商の会長・事務局長と、札幌社保協が参加。市側からは納税指導課長ら4人が対応しました。

税の公平性を口実にした徴収強化

広報さっぽろ9月号に「全市一斉差押さえ」と題する文書が掲載されました。これを受けて4民商では「滞納者への一斉差押さえを行うような脅しとも取れる文書であり、なぜ札幌市が掲載したのか」と問いただしました。市側は「税の公平性を図る内容で掲載した。催告書等も出しているのに、納付が困難な場合は相談を」と回答しました。

民商側は「相談しても、要望通りの分割納付にならず納められない人も多い。中小業者にとって運転資金は必要であり、財産調査による預金差し押さえは死活問題だ」と市に是正を求めました。

「手当等の狙いうちはない」と回答

差し押さえ禁止財産である児童扶養手当等が預金に入った時点で差し押さえをする事例が増える中、市側は「諸手当の受給権は押さえていない。預金に入れば預金債権として押さえている」と強弁しました。

民商側からは「前後の預金残高を見ると、明らかに手当しかない場合でも、入金されたら差し押さえる事例が全国で起きている。狙いうちすべきではない」と反論しました。市側も「手当等が入金された際の狙いうちはない。万が一差し押さえてしまった場合は、差し押さえの解除等の手続きをとるよう促す」と述べました。



▲札幌市に申し入れを行う4民商の代表

相談姿勢の指導を徹底!



12日から市内5ヶ所に市税事務所が開設し、道市民税の業務はこの市税事務所が行います。「区の職員の対応が、差し押さえありきになっており、相談に応じる姿勢になってない。市からも指導すべきだ」との民商側の申し入れに課長は「今日の申し入れ内容と合わせて、職員の状態についても市税事務所に周知徹底していく」と回答しました。

第37回婦人部総会にぜひ参加を

婦人部は下記の日程で定期総会を開きます。多くの参加で総会を成功させましょう。

日時：11月7日(日)午後4時 ☆総会終了後、懇親会を行いません

場所：札幌第一ホテル (南7西1電話530-1101)

会費：部員2,000円 (5000円のところ)
(家族等の会費については問い合わせ下さい)

◎参加申し込みは10月29日(金)までに連絡下さい

ホームページにお店の紹介を載せませんか

中部民商ホームページには、会員紹介ページを作って、会員のお店を紹介しています。

掲載希望者はお気軽に民商まで連絡下さい(なお、掲載料は無料です。ただし、民商会員に限ります)。

会員紹介ページへの掲載を希望する方は

- ①店(会社)の名前、②住所・電話番号、③営業時間・金額、④一言アピール、⑤URL(またはメールアドレス)をメールまたはFAXでお知らせ下さい。

メールアドレス・FAXは
メール：info@tyu-min.com
FAX：281-2832

*ホームページのメールが不具合を起こしておりますので、上記メールアドレスに直接送信して下さい。

集団健康診断のお知らせ



☆勤医協札幌病院(白石区菊水4-1)
日程：11月21日(日)

☆勤医協札幌クリニック(中央区南1西10)
日程：11月15日(月)～19日(金)

- ◎受診券(ない場合は区役所等に連絡して再発行の手続きを)
- ◎健康保険証 ◎問診票(申し込んだ後病院から送られます)

※健診案内は会員の皆さんに送付しています
※年に一回はぜひ健康診断を受けましょう
※加入している保険によって受診方法が異なります。確認の上、お申し込み下さい
※不明な点がありましたら民商まで連絡下さい

